

(別記Ⅱ)

OSAKA サステナブル畜産認証制度 審査基準

審査基準	
1. 農場管理に関すること	
1	【農場管理の見える化】 自らの農場概要について対外的に説明可能な状態であるか確認する。 ・施設情報、見取り図、生産工程、生産計画が記された資料があるか ・農場管理の改善のため、必要な管理点（例：商品管理、飼養管理、動物用医薬品管理、飼料管理、家畜排せつ物処理、労働安全、労務管理など）について把握し、記録しているか ・必要な時に過去の管理記録をすぐに閲覧できる状態を維持しているか ・農場への苦情や農場内で事故等が生じた際に対応した内容を記録し、原因の分析や改善に向けた策を講じているか
2	【経営者の責任】 農場管理の改善に向けた取り組みがなされているか確認する。 ・農場管理の方針（経営者が各部門の責任者の配置し、管理責任の権限を付与しているかなど）を文書化するなど明確に定めているか ・各部門の責任者が、担当する管理点について把握し、自己点検を行うなど問題の改善に向けた取り組みが行われているか ・食品安全、家畜衛生、労働安全、環境保全、人権の尊重、アニマルウェルフェア、知的財産の保護について、農場全体で意識の醸成（例：方針を掲示するなど）がなされているか
3	【人権の尊重と労務管理】 労働者の人権が尊重され、経営者が労働者の労務管理を適切に行っているか確認する。 ・労働者の人権に配慮した労務管理（例：外国人労働者の在留許可があり就労可能か確認など）、労務条件（例：法令を遵守した労働時間、休日の確保など）が確保されているか ・労働者の意思に反した労働の強制や自由を制限する行為がなされていないか ・労働者が公正な扱いを受けるため、人種・国籍・宗教・性別によって偏った判断がされていないか ・労働条件（例：外国人労働者の場合は、労働者が理解できる言語で労働条件を示していることが必要）、労働環境、労働安全を改善するため、労働者と農場主との間で意見交換を行っているか
4	【教育訓練・入場者への注意喚起】

	作業者が必要な力量を身につける環境が整備されているか。また、入場者に対する農場ルールが定まっているか確認する。 ・農場作業に必要な教育訓練、法令で義務づけられている資格の取得、講習等の受講ができる環境が整っており、それらが適切に実施されていることが確認できるか ・作業者が外国人の場合は、理解できる言語や表現で伝えているか ・入場者に対するルール（事故防止、食品安全、家畜衛生、アニマルウェルフェア、環境保全）を作成し、農場入口に掲示するなど、注意喚起に努めているか
5	【外部組織の管理】 外部委託先でも、自らの農場方針から逸脱しない環境で生産されているか把握するよう努めているかを確認する。 ・外部委託をしていない場合は、審査対象外とする ・畜産物の生産工程の一部を外部委託している場合、どのような委託内容かきちんと把握しているか ・委託先で食品安全、家畜衛生、アニマルウェルフェア、労働安全に関して、自らの農場ルールに則した作業がなされていることを定期的（目安：年1回）に確認しているか
6	【商品管理】 商品のトレーサビリティが確保できているか。また、苦情等があった場合の対応手順、再発防止策が検討されているか確認する。 ・出荷した畜産物の個体情報、トレーサビリティ（商品の種類、数、家畜の識別番号など）を追えるよう農場で仕組みができているか ・商品に関する苦情、異常があった場合、対応手順、再発防止策などの対応策が確立し、定期的な見直し（目安：年1回）がされているか
7	【生産工程におけるリスク管理】 生産工程における食品安全、家畜衛生のリスクを抽出し、重要度の高いリスク項目の対策が検討されているかを確認する。 ・食品安全のリスクとは、畜産物への病原微生物の汚染、抗菌性物質・農薬など化学物質の残留、注射針の残留、異物混入、放射性物質の汚染などを指す ・家畜衛生のリスクとは、病原微生物の侵入・感染、殺虫剤・殺鼠剤・消毒薬・農薬など化学物質の誤食、飼料（放牧地含む）への有毒植物の混入、不適切な設備等による負傷などを指す ・上記について、重要性が高いと評価したリスクを予防・低減するための対策・ルールを確立し、作業員（特に新人の配置や対策・ルールの変更時）への対策の教育訓練を実施するなど、定期的（目安：年1回）な取り組みがなされているか ・放射性物質により汚染された生産物を出荷しないために、法令・行政機関の指示

	の有無の確認及び指示に基づく対応をしているか
8	【作業者及び入場者の衛生管理】 作業者及び生産物の衛生管理を行うため、必要な取り組みがなされているか確認する。 ・ 作業者及び入場者の健康状態（発熱、下痢など）に異常が認められた場合、生産物へ触れるエリアへ立入禁止にするなどリスク管理ができているか ・ 作業者が必要時に手洗いや消毒ができる状態か ・ トイレは、環境への汚染防止（定期的な清掃、汚物・汚水の適切な処理など）がなされているか ・ 喫煙、飲食をする場所を定め、生産物への影響や火災がないよう対策を実施しているか
9	【労働安全管理及び事故発生時の対応】 作業中のけがや事故防止対策、事故発生時に迅速な対応ができる体制が整備されているか確認する。 ・ 応急手当ができるよう準備しているか ・ 危険作業を伴う場合、安全を確保するため、作業者が十分な教育、訓練、法令に基づく講習など条件を満たしているか ・ 事故、火災に素早く対応し影響を最小限にとどめるため、発生時の対応（手順や連絡網）を整備しているか ・ 事故防止のため、設備及び機械の点検や適切な使用に取り組んでいるか ・ 法令において労働災害補償に関する保険加入が強制的に必要な場合には、その保険に加入しているか ・ 事故やけがを防止するための対策や定期的に労働安全管理について定期的（目安：年1回）に取組内容（例：家畜との接触を伴う作業、機械設備の使用、トラクター、農用運搬車の使用、暑熱環境下の作業（熱中症対策）、自分の農場および同業者で発生した事故・けが・ヒヤリハットの情報、火災対応など）を確認し、改善に向けた対策がとられているか
10	【設備・機械等の管理】 生産物の汚染や事故を防ぐため、設備や機械等について必要な点検、整備、清掃、洗浄、消毒が行われているか確認する。 ・ 使用する車両、農場内の設備、機械、作業道具等の状態を把握し、必要な措置がとられているか ・ 外部の整備サービスを用いる場合は、整備伝票等を保管し、どのような整備がされているか理解しているか ・ 動物用医薬品以外の毒物、劇物及び農薬がある場合、識別表示するなど区別し、適正に保管しているか

11	【エネルギー等の管理、地球温暖化防止】 環境汚染防止及び温室効果ガス削減のための取り組みが行われているか確認する。 ・火災、爆発の発生に備え、燃料、オイルなどのエネルギー資源が適切に保管、管理されているか ・エネルギー資源の使用量の把握や機械の省エネルギー対策が行われているか ・有効な場所に消火器を設置しているか
12	【廃棄物の管理及び資源の有効活用】 生産工程で発生する廃棄物について、適正な処理を行っているか確認する。 ・法令、行政指導に則した処理方法で廃棄物の適正処理が行われているか ・農場内で廃棄物の散乱がなく、整頓、整理されているか
13	【周辺環境、生物多様性への配慮】 持続可能な畜産業を営むため、特に都市型畜産で重要度の高い周辺住民への騒音や悪臭への対策を行い、地域で共生ができるよう努めているか確認する。また、鳥獣による被害を最小限に抑え、生態系の健全性を保ちつつ、人と自然の共存を図れるよう生物多様性に配慮した鳥獣被害対策を行っているか確認する。 ・騒音とは、家畜の鳴き声や重機作業等で発生する音を指し、それらを減音できるよう取り組んでいるか ・悪臭とは、主に家畜の糞尿や腐敗飼料等から発生する臭いを指し、それらを軽減できるよう取り組んでいるか ・生物多様性に配慮した鳥獣被害対策とは、農場に野生鳥獣の侵入防止対策（例：防鳥ネット、防護柵など）等に取り組んでいるか
2.家畜の飼養管理に関すること	
14	【家畜の飼養管理（家畜衛生）】 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守、徹底がなされているか確認する。 ・遵守状況は、家畜保健衛生所が発行する飼養衛生管理基準遵守状況確認書等をもって確認する
15	【家畜の飼養管理（アニマルウェルフェア）】 家畜が快適な環境で飼養できるよう、取組がなされているか確認する。 ・国等の技術的指針（アニマルウェルフェア（国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について/令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知）、安楽死（家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針/令和5年7月26日付け5畜産第1070号）、家畜の輸送に関する技術的な指針（令和5年7月26日付け5畜産第1069号））に沿った取り組みから逸脱するような行為を行っていないか確認する

16	【家畜排せつ物の管理】 法の遵守に加え、周辺環境へ排せつ物による汚染を防ぐよう取り組んでいるかを確認する。 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の違反がないか ・農場の年間の排せつ量を把握し、記録しているか ・雨風等の天候の影響を受けた場合に、周辺環境を汚染しないような取り組みがなされているか
17	【動物用医薬品の管理】 動物用医薬品の適切な使用及び管理がなされているか、薬効の確保や誤使用を防ぐために取り組んでいるか確認する。 ・獣医師の指示、処方の下、動物用医薬品が適正に使用され、必要な内容（例：休薬期間など）が記録されているか ・動物用医薬品の取扱いについて、有効期間、使用期限を確認し期限切れを区別するなど、容器・包装の表示や添付文書の記載どおりに保管がなされているか ・動物用医薬品の劇毒薬は識別表示のうえ他のものと区別し、施錠保管が必要なものを施錠しているかなど適切に保管しているか ・衛生管理の徹底により感染症発生予防を図るとともに、抗菌性物質の使用低減による薬剤耐性対策に取り組んでいるか
18	【動物用医薬品、注射針の残留防止】 畜産物や食肉に動物用医薬品、注射針の残留を防ぐため、農場の仕組み、対策が講じられているか確認する。 ・各家畜（群管理している場合はその群、ロットなど）の使用歴がわかるよう記録、保管しているか ・休薬期間中の家畜を識別し、出荷の際に休薬期間中でないことを確認しているか ・休薬期間中に他農場に出荷する場合は、書面等により適切に伝達を行っているか ・出荷時に注射針が畜産物へ残留しないよう対策（例：注射針の在庫確認や出荷の際の畜体の視認など）がとられているか
19	【水の管理】 家畜の飲用に適した水を給与するため、水が適正に管理されているか確認する。 ＜水道水を給与する場合＞ ・本項目に適合するものとする ＜水道水以外を給与する場合＞ ・給与する水源や貯水場所を把握し、年に1回以上リスク評価を行っているか ・水質検査や消毒などの適切な対策を実施しているか ・水が畜産物の汚染源及び環境汚染とならないよう処理、排水されているか
20	【精液、受精卵、導入家畜の管理】

	精液、受精卵、家畜を導入した場合に、その内容が後追いでき、トレーサビリティが確保できる状態か確認する。 ・導入元、品名、品種、数量が記載された導入記録（納品書・伝票・証明書など）が後追いできるか
21	【飼料の管理】 家畜に安全な飼料を給与するため、適切な取り組みがなされているか確認する。 ・飼料の調達先、内容（名称・量・調達日・原材料・製造工程など）を把握しているか ・飼料の受入記録を保管しているか ・飼料の品質の劣化、病原微生物や抗菌性物質の意図しない混入防止に取り組んでいるか ・食品残さ等利用して製造された飼料は、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」に基づき、安全確保に取り組んでいるか
22	【敷料の管理】 家畜の健康と快適性を保つため、安全な敷料が提供できているか確認する。 ・敷料の外観（色、品質、異物の混入、カビの発生の有無）を確認しているか ・適宜敷料の交換を行っているか
23	【識別管理】 家畜の識別管理がなされているか確認する。 ・牛の場合は、耳標が装着され、個体毎に識別ができているか ・牛以外の家畜の場合は、そのロット群がいつ導入され、導入後何日経過あるいは肥育何日目など識別ができているか
3. 専用項目（乳用牛）	
24	【生乳の汚染防止】 生乳の汚染防止対策がとられているか確認する。 ・生乳処理施設内は整理、清掃され、飼養衛生管理基準に基づき、野生動物の侵入防止対策が適切に行われているか ・搾乳器具やバルククーラーについて取扱説明書やメーカーの指示に従った洗浄・殺菌を行い、定期的な点検・記録がなされているか ・人から生乳への汚染防止対策として、搾乳作業前後の手指の洗浄・消毒や手指に傷がある場合は、手袋の着用を行っているか ・出荷できない生乳（休薬期間中、分娩後5日以内、乳房炎、血乳、前搾りで異常が見られたもの）を食品として出荷しないための対応手順を文書化し作業者に周知しているか
25	【生乳の温度管理】 生乳の温度を適切に管理するため、適切な対策がとられているか確認する。

	・バルククーラー内の乳温が農場で定めた温度であることを、1日に2回以上確認し、記録しているか ・異常値を示した場合の対応手順が文書化され、作業者に周知しているか
4. 専用項目（採卵鶏）	
26	【鶏卵の汚染防止】 食品として不適合な卵が出荷されないようにするため、適切な対策がとられているか確認する。 ・鶏卵への汚染を防ぐため、保管場所の整理、清掃、動物（野鳥、ネコ、ネズミなど）の侵入防止対策を行っているか ・作業員から鶏卵への汚染を防ぐため、集卵前後の手指消毒あるいは使い捨て手袋を使用しているか ・不適合な卵（ヒビや破損など）への対応手順を文書化し、作業員に周知しているか